

滋賀県公報

平成 24 年 (2012 年) 3 月 22 日 号 外 (3) 日

毎週月・水・金曜 3回発行

次

監查委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告......1 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告......5

監查委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成23年度を対象年度とする定期監査の 結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月22日

滋賀県監査委員 山 田 和 廣 平 居 新司郎 " 山 田 実 谷 口 日出夫

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日				
消防学校	平成24年 2 月 2 日				
消費生活センター	平成24年 3 月 1 日				
近代美術館	平成24年 3 月 1 日				
男女共同参画センター	平成24年 3 月 1 日				
政策研修センター	平成24年 3 月 1 日				
湖南中部流域下水道事務所	平成24年3月1日				
東北部流域下水道事務所	平成24年 2 月20日				
森林センター	平成24年 2 月15日				
精神保健福祉センター	平成24年3月1日				
食肉衛生検査所	平成24年3月1日				
動物保護管理センター	平成24年 2 月14日				
中央子ども家庭相談センター	平成24年 3 月 1 日				
彦根子ども家庭相談センター	平成24年 1 月18日				
リハビリテーションセンター	平成24年 3 月 1 日				
障害者更生相談所	平成24年3月1日				
近江学園	平成24年 3 月 1 日				
総合保健専門学校	平成24年3月1日				
看護専門学校	平成24年 2 月13日				
淡海学園	平成24年 2 月 6 日				
計量検定所	平成24年 3 月 1 日				
東北部工業技術センター	平成24年3月1日				
高等技術専門校	平成24年 2 月 8 日				
家畜保健衛生所	平成24年 3 月 1 日				

号外(3)

平成24年3月1日 愛知川流域田園整備事務所 芹谷地域振興事務所 平成24年3月1日 北川ダム建設事務所 平成24年2月17日 総合教育センター 平成24年3月1日 びわ湖フローティングスクール 平成24年 1 月24日 図書館 平成24年 2 月10日 河瀬中学校 平成24年 1 月26日 守山中学校 平成24年2月3日 水口東中学校 平成24年3月1日 平成24年3月1日 膳所高等学校 大津清陵高等学校 平成24年3月1日 平成24年2月9日 堅田高等学校 東大津高等学校 平成24年3月1日 北大津高等学校 平成24年3月1日 平成24年3月1日 大津高等学校 石山高等学校 平成24年3月1日 瀬田工業高等学校 平成24年3月1日 瀬田高等学校 平成24年3月1日 大津商業高等学校 平成24年3月1日 彦根東高等学校 平成24年3月1日 河瀬高等学校 平成24年 1 月26日 彦根西高等学校 平成24年3月1日 彦根工業高等学校 平成24年3月1日 彦根翔陽高等学校 平成24年 1 月18日 長浜高等学校 平成24年 2 月13日 長浜北高等学校 平成24年3月1日 虎姫高等学校 平成24年3月1日 伊香高等学校 平成24年 2 月23日 長浜農業高等学校 平成24年3月1日 長浜北星高等学校 平成24年 2 月20日 八幡高等学校 平成24年2月1日 八幡工業高等学校 平成24年3月1日 八幡商業高等学校 平成24年2月1日 草津東高等学校 平成24年3月1日 草津高等学校 平成24年3月1日 玉川高等学校 平成24年3月1日 湖南農業高等学校 平成24年3月1日 守山高等学校 平成24年2月3日 平成24年3月1日 守山北高等学校 栗東高等学校 平成24年 2 月10日 国際情報高等学校 平成24年3月1日 水口高等学校 平成24年3月1日 水口東高等学校 平成24年3月1日 甲南高等学校 平成24年3月1日 信楽高等学校 平成24年3月1日 平成24年 2 月15日 野洲高等学校 平成24年 2 月14日 石部高等学校 甲西高等学校 平成24年3月1日 高島高等学校 平成24年 2 月17日 平成24年2月9日・3月15日 安曇川高等学校

平成 24 年(2012 年)3 月 22 日	144	貝		公	羊 区	与外(3)	
八口士宣答尚拉		1	ਯ ≓ ੦	4年 2 F	- 1		ĺ
八日市高等学校			平成24				
能登川高等学校 - 4.5.1 本京等学校			平成24				
八日市南高等学校			平成24				
伊吹高等学校			平成24				
米原高等学校			平成24				
日野高等学校			平成24				
愛知高等学校			平成24				
盲学校			平成24				
聾話学校			平成24				
北大津養護学校			平成24				
鳥居本養護学校			平成24	4年3月	月1日		
長浜養護学校			平成24				
長浜高等養護学校			平成24	4年2月	月13日		
草津養護学校			平成24	4年 1 月	月23日		
守山養護学校			平成24	4年3月	月1日		
甲南高等養護学校			平成24	4年3月	月1日		
野洲養護学校			平成24	4年3月	月1日		
三雲養護学校			平成24	4年 1 月	月23日		
新旭養護学校			平成24	4年3月	月1日		
八日市養護学校			平成24	4年2月	月2日		
甲良養護学校			平成24	4年 1 月	月26日		
大津警察署			平成24	4年 1 月]30日		
草津警察署			平成24	4年3月	月1日		
守山警察署			平成24	4年2月	月3日		
甲賀警察署			平成24	4年3月	月1日		
近江八幡警察署			平成24	4年3月	月1日		
東近江警察署			平成24	4年3月	月1日		
彦根警察署			平成24	4年2月	月23日		
米原警察署			平成24	4年3月	月1日		
長浜警察署			平成24	4年3月	月1日		
木之本警察署			平成24	4年3月	月1日		
高島警察署			平成24	4年3月	月1日		
大津北警察署			平成24	4年 1 月]30日		

(注)平成24年3月1日および平成24年3月15日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

男女共同参画センター

自動販売機の設置に係る電気使用料について、124,618円が調定されていない事例が認められたので、今後は 適正な事務の執行に努められたい。

中央子ども家庭相談センター

児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入について、平成23年12月末日現在の収入未済額 は、前年同期に比べ980,788円増加し、40,214,474円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、 新たな収入未済の発生防止に努められたい。

高等技術専門校

自動販売機の設置に係る納付金について、652,999円が調定されていない事例が認められたので、今後は適正 な事務の執行に努められたい。

水口東高等学校

教育用コンピューター式の賃貸借契約において、東日本大震災の影響等により対象物件の賃貸借開始日が遅れたにもかかわらず、契約どおりに完納されたとして検査し、対象物件が完納されていない期間の賃借料を支出していた。

今後は、適正に検査・検収を行うとともに、今後の取扱いについて、関係機関と協議のうえ適正に処理されたい。

安曇川高等学校

教育用コンピューター式の賃貸借契約において、東日本大震災の影響等により対象物件の賃貸借開始日が遅れたにもかかわらず、契約どおりに完納されたとして検査し、対象物件が完納されていない期間の賃借料を支出していた。

今後は、適正に検査・検収を行うとともに、今後の取扱いについて、関係機関と協議のうえ適正に処理されたい。

大津警察署

職員の不注意による交通事故が4件(県過失割合100%:3件、85%:1件)発生し、保険を含めて348,324円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

- (7) 予算関係(1件)
 - ・支出の年度区分を誤っているもの(愛知高等学校)
- (イ) 収入関係(19件)
 - ・調定誤りがあるもの(消防学校、瀬田工業高等学校)
 - ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの(彦根子ども家庭相談センター、近江学園、総合保健専門学校、堅田高等学校、北大津高等学校、瀬田高等学校、長浜農業高等学校、八幡工業高等学校、信楽高等学校、石部高等学校、安曇川高等学校)
 - ・現金の保管方法に適切を欠くもの(動物保護管理センター、高等技術専門校)
 - ・その他収入に係る事務が適当でないもの(瀬田高等学校、信楽高等学校、野洲高等学校、石部高等学校)
- (ウ) 支出関係(18件)
 - ・執行伺が適正でないもの(野洲養護学校)
 - ・資金前渡の精算事務が適正でないもの(森林センター)
 - ・支払の時期が遅延しているもの(甲良養護学校)
 - ・支出額を誤っているもの(森林センター)
 - ・支出方法等が適当でないもの(三雲養護学校)
 - ・諸手当の支給を誤っているもの(びわ湖フローティングスクール、水口東中学校、東大津高等学校、彦根東高等学校、長浜北星高等学校、石部高等学校、能登川高等学校、愛知高等学校、三雲養護学校)
 - ・旅費の支給を誤っているもの(リハビリテーションセンター、伊香高等学校、愛知高等学校、鳥居本養護学 校)
- (I) 契約関係(12件)
 - ・分割発注等発注方法が適当でないもの(淡海学園)
 - ・仕様書の積算誤りがあるもの(長浜北星高等学校、高島高等学校、伊吹高等学校)
 - ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの(河瀬高等学校、彦根工業高等学校、安曇川高等学校、八日市 南高等学校、愛知高等学校、鳥居本養護学校、長浜養護学校、甲良養護学校)
- (オ) 財産関係(7件)
 - ・交通事故等の防止を求めたもの(家畜保健衛生所、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、長浜警察署、木之本警察署、大津北警察署)
- (3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成24年1月18日から平成24年3月15日までの間に実施した106機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 職業訓練の充実について(高等技術専門校)

高等技術専門校における平成23年度の入校状況を見ると、応募者が定員を大きく上回る科がある一方で、募集 定員に満たない科が相当数見受けられる。特に、普通課程のコンピュータ制御科では平成17年4月の科開設当初 から定員割れが続き、平成23年度の入校者は定員の半分の10名と低迷し、また、1年ないし6か月の短期課程で も14科の内9科で定員割れが生じるなど、科ごとのばらつきが目立ち、当校の施設設備や指導職員等の経営資源 の活用面でも不効率な状況にある。

こうしたことから、例えば、訓練分野やカリキュラム等は企業や受講生のニーズと合致しているか、さらには、 入校生募集の広報周知活動は十分か、などあらゆる角度から検討を加え、他の職業訓練機関等との役割分担と連携も踏まえながら不断の見直しを行い、より効果的・効率的な職業訓練に努められたい。

(2) 電子化の流れの中での図書館のあり方について(図書館)

県立図書館においては、インターネットを利用した所蔵図書・新聞等の検索機能や、貸出中の図書の予約サービス等を他府県に先駆けて平成13年度から導入するなど、ITを活用した利用者へのサービスの充実に取り組まれてきたところである。

一方、一部の公共図書館においては、既に平成19年にはインターネットを利用した電子書籍の閲覧サービスが 開始されており、その後も徐々にではあるがサービスを開始する図書館が出てきている。

今後、情報処理技術の進展などに伴い、インターネットによる閲覧サービスが普及することにより、例えば24 時間いつでも自宅で閲覧ができ、また、目の不自由な人が読み上げによる閲覧もできるなど利便性の向上が期待される。

インターネットによる閲覧サービスのシステム化には大きな初期投資が必要と思われるが、本県においても、電子化の流れに遅れることなく、先行の図書館などの事例を参考に、導入に伴うメリット、デメリットも考慮しつつ、電子化時代に対応した新しい図書館のあり方について検討を進められたい。

.....

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年3月22日

 滋賀県監査委員
 山
 田
 和
 廣

 "
 平
 居
 新
 司
 郎

 "
 山
 田
 工
 実

 "
 谷
 口
 日
 日
 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	甲賀健康福祉事務所
監査執行年月日	平成23年6月2日・7月7日
監査結果報告年月日	平成23年 8 月11日
あ 本 の 姓 甲	

生活保護費返還金について、平成23年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ400,019円増加し、1,898,380円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成23年4月末日現在の収入未済額1,898,380円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、97,800円を収納することができた。

残る未済額1,800,580円 (平成24年1月末現在)についても、債務者への面談を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。

また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態や収入状況を把握し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。

監 查 執 行 対 象 機 関 名 │ 東近江健康福祉事務所

監 査 執 行 年 月 日 | 平成23年6月7日・7月7日

監査結果報告年月日 ▼成23年8月11日

生活保護費返還金について、平成23年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,584,870円増加し、 1,594,870円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めら

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成23年4月末日現在の収入未済額1,594,870円について、未納者に対し、書面、電話や定期的な訪問によ る督促を行った結果、4,000円を収納した。

残る1,590,870円(平成24年1月末現在)についても、引き続き、債務者への面談等を通して粘り強い納入 指導を行っていく。

また、適宜の家庭訪問等により、生活実態(収入)の把握と自立支援を行うことにより、新たな収入未済の 発生防止に努めていく。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日 ▼成23年8月11日

香の意見

(1) 小中学校の旅費事務の合理化について

環境・総合事務所では、管内の市町立小中学校に勤務する教職員の旅費にかかる審査、支払等の支給事 務を所管しているが、その事務負担は相当なものであり、事務処理方法に改善の余地があると思われる。 県では、平成23年3月に定めた「滋賀県行財政改革方針」に基づき、旅費システムも含めた県財務会計 システムの再構築に向けて検討が進められているところでもあり、これを機会に本庁関係課とも相談のう え、旅費支給事務の改善に取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(南部環境・総合事務所)

平成4年度に現行旅費システムを導入する際、それまで教職員課で行っていた市町立小中学校の旅費支給事 務について、従来の方法では支払が困難になることが予想されたため、小中学校の職員が各環境・総合事務所 会計室に出向いて旅費システムに入力を行い、旅行命令簿との対照を行った後、会計室の職員が審査および支 払等の支給事務を行うこととなった。

現在、会計管理局では新たな旅費システムを平成24年度から開発し、平成26年度に稼働させるため、庁内に ワーキンググループを設け、教職員課等関係機関と検討しているが、この中で小中学校の旅費支給事務につい ても合理化、効率化を図っていくこととした。

(甲賀環境・総合事務所)

平成4年度に現行旅費システムを導入する際、それまで教職員課で行っていた市町立小中学校の旅費支給事 務について、従来の方法では支払が困難になることが予想されたため、小中学校の職員が各環境・総合事務所 会計室に出向いて旅費システムに入力を行い、旅行命令簿との対照を行った後、会計室の職員が審査および支 払等の支給事務を行うこととなった。

現在、会計管理局では新たな旅費システムを平成24年度から開発し、平成26年度に稼働させるため、庁内に ワーキンググループを設け、教職員課等関係機関と検討しているが、この中で小中学校の旅費支給事務につい ても合理化、効率化を図っていくこととした。

(東近江環境・総合事務所)

平成4年度に現行旅費システムを導入する際、それまで教職員課で行っていた市町立小中学校の旅費支給事 務について、従来の方法では支払が困難になることが予想されたため、小中学校の職員が各環境・総合事務所 会計室に出向いて旅費システムに入力を行い、旅行命令簿との対照を行った後、会計室の職員が審査および支 払等の支給事務を行うこととなった。

現在、会計管理局では新たな旅費システムを平成24年度から開発し、平成26年度に稼働させるため、庁内に ワーキンググループを設け、教職員課等関係機関と検討しているが、この中で小中学校の旅費支給事務につい ても合理化、効率化を図っていくこととした。

(湖東環境・総合事務所)

平成4年度に現行旅費システムを導入する際、それまで教職員課で行っていた市町立小中学校の旅費支給事

務について、従来の方法では支払が困難になることが予想されたため、小中学校の職員が各環境・総合事務所 会計室に出向いて旅費システムに入力を行い、旅行命令簿との対照を行った後、会計室の職員が審査および支 払等の支給事務を行うこととなった。

現在、会計管理局では新たな旅費システムを平成24年度から開発し、平成26年度に稼働させるため、庁内に ワーキンググループを設け、教職員課等関係機関と検討しているが、この中で小中学校の旅費支給事務につい ても合理化、効率化を図っていくこととした。

(湖北環境・総合事務所)

平成4年度に現行旅費システムを導入する際、それまで教職員課で行っていた市町立小中学校の旅費支給事 務について、従来の方法では支払が困難になることが予想されたため、小中学校の職員が各環境・総合事務所 会計室に出向いて旅費システムに入力を行い、旅行命令簿との対照を行った後、会計室の職員が審査および支 払等の支給事務を行うこととなった。

現在、会計管理局では新たな旅費システムを平成24年度から開発し、平成26年度に稼働させるため、庁内に ワーキンググループを設け、教職員課等関係機関と検討しているが、この中で小中学校の旅費支給事務につい ても合理化、効率化を図っていくこととした。

(高島環境・総合事務所)

平成4年度に現行旅費システムを導入する際、それまで教職員課で行っていた市町立小中学校の旅費支給事 務について、従来の方法では支払が困難になることが予想されたため、小中学校の職員が各環境・総合事務所 会計室に出向いて旅費システムに入力を行い、旅行命令簿との対照を行った後、会計室の職員が審査および支 払等の支給事務を行うこととなった。

現在、会計管理局では新たな旅費システムを平成24年度から開発し、平成26年度に稼働させるため、庁内に ワーキンググループを設け、教職員課等関係機関と検討しているが、この中で小中学校の旅費支給事務につい ても合理化、効率化を図っていくこととした。

監査結果報告年月日 ▼成23年8月11日

査 の 意

(2) 防災対策について

今回の東日本大震災では、未曾有の被害を目の当たりにして自然の脅威、その前での人間の非力さを痛 感したところであり、その被害のほとんどが想定外といわれているものであった。

大地震による大津波により、自治体の中には災害対策の拠点となるべき庁舎が壊滅的被害を受け、地域 の行政機能が完全に麻痺するという、想像を絶する事態が現に発生した。

地震に対する備えである防災訓練については、これまでからそれぞれの地域の状況を踏まえて実施され ているところであるが、今回の東日本大震災を教訓にして、これまで想定しえなかった事態が発生すると いう可能性を認識し、さらに現実的で効果のある防災訓練にレベルアップするよう取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(南部環境・総合事務所)

防災訓練については、例年、災害対策南部地方本部訓練および緊急初動対策班訓練として実施しており、平 成23年度は7月5日および12月26日に南部合同庁舎に勤務する県職員が参加して勤務時間内を想定した訓練を 実施し、また10月30日には南部管内に居住する県職員が参加して勤務時間外を想定した訓練を実施したところ である。

これら訓練の実施にあたっては、訓練経験の少ない職員に重点的に参加を求め、新たな被害想定を加える等 に配慮したほか、南部土木事務所と連携した河川敷における土嚢積み訓練を取り入れるなど、例年の訓練内容 に新たな要素も加えて充実に努めたところである。

今後の防災訓練についても、訓練のたびに実施している参加者アンケートの結果も参考にしながら、訓練内 容がより現実的、効果的なものとなるよう一層工夫しながら実施してまいりたい。

(甲賀環境・総合事務所)

例年、甲賀地域では、災害対策甲賀地方本部訓練および緊急初動対策班訓練を実施しており、平成23年度は、 10月30日に甲賀環境・総合事務所管内に居住する県職員が参加して勤務時間外を想定した訓練を実施、また平 成24年1月30日には甲賀合同庁舎勤務の県職員参加による勤務時間内を想定した訓練を実施したところである。 これら訓練の実施にあたっては、訓練経験の少ない職員に重点的に参加を求め、化学工場からの毒劇物流出

という新たな被害想定や、管内2市との被害情報の収集・伝達訓練を取り入れるなど、例年の訓練内容に新た

な要素も加えて充実に努めたところである。

今後の防災訓練についても、訓練参加者アンケートの結果も参考にしながら、発令要員を対象とした事前研 修を実施するなど、訓練内容がより現実的、効果的なものとなるよう一層工夫しながら実施してまいりたい。 (東近江環境・総合事務所)

東近江地域では、例年、東近江地方本部訓練および緊急初動対策班訓練を実施しており、平成23年度は10月 30日に東近江管内に居住する県職員が参加して勤務時間外を想定した訓練を実施し、また11月15日に東近江合 同庁舎に勤務する県職員が参加して勤務時間内を想定した訓練を実施した。

これら訓練の実施にあたっては、訓練経験の少ない職員に重点的に参加を求め、新たな被害想定を加える等 に配慮したほか、管内すべての市町との合同訓練(勤務時間内)として実施し地域全体の防災力強化を目指す など、例年の訓練内容に新たな要素も加えて充実に努めた。

また、今年度は訓練に招集しない者も含めて東近江合同庁舎に勤務するすべての緊急初動対策班員を対象と して、機器の設置や発災時に行うべき活動内容等についての研修会を実施し、スキルアップを図った。

さらに、東日本大震災の被災地には、東近江地域からも多くの職員が派遣され支援業務に従事しており、派 遺職員による現地活動報告に基づく職員研修を5月に実施し、発災直後の現地の状況や行政の対応について学 ぶことにより、職員の防災意識の高揚を図った。

今後の防災訓練についても、より効果的な訓練となるよう図上シミュレーションや状況予測の要素を取り入 れるなど一層工夫しながら実施してまいりたい。

(湖東環境・総合事務所)

防災訓練については、災害対策湖東地方本部および同地方本部緊急初動対策班訓練を実施したところである。 平成23年度は、10月30日(日)に湖東管内に勤務する県職員65名が参加して勤務時間外に大規模地震が発生し たとの想定により訓練を実施した。

訓練の実施にあたっては、訓練経験の少ない職員に重点的に参加を求め、新たに被害想定を加える等例年の 訓練内容に新たな要素を加味し「管内被害情報の把握と対応」「情報収集と情報の共有化」といった基本的事 項の確認と対応を訓練のねらいとしたところである。

また、10月31日(月)には湖東合同庁舎に勤務する県職員等72名が参加して勤務時間内に大規模地震が発生し たとの想定により訓練を実施した。

「適切な情報収集と情報の共有化」「各緊急初動対策班の業務内容の確認と対応」を訓練のねらいとし、特 に、管内1市4町(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)の危機管理・防災担当室(課)の参画・協力を 得て被害情報の把握・収集といった災害初期段階での対応訓練とした。この参画により管内各機関と管内市町 との連携・協働が確認でき災害対応能力の向上が図れた。

さらに、今後とも防災訓練を機会あるごとに確実に行い職員の意識の向上を図ることとし、引き続き市町の 参画を得て訓練ごとに実施している参加者アンケートの結果も参考にしながら、訓練内容がより現実的、効果 的なものとなるよう一層工夫しながら実施してまいりたい。

(湖北環境・総合事務所)

防災訓練については、例年、湖北地方本部訓練および緊急初動対策班訓練として実施しており、平成23年度 は10月30日に湖北管内に居住する県職員が参加して勤務時間外を想定した訓練を実施し、また、12月20日には 湖北合同庁舎に勤務する県職員が参加して勤務時間内における大震災を想定した訓練を実施した。

これら訓練の実施にあたっては、訓練経験の少ない職員に重点的に参加を求めるとともに、各環境・総合事 務所の防災担当者ならびに長浜市および米原市の防災担当者にも参加してもらうなど、顔の見える関係づくり

今後の防災訓練についても、訓練内容がより現実的、効果的なものとなるよう一層工夫しながら実施してま いりたい。

(高島環境・総合事務所)

例年、災害対策高島地方本部設置運営訓練および緊急初動対策班訓練を実施しており、平成23年度は10月30 日に高島管内に居住する職員を対象として勤務時間外での訓練を実施し、12月6日には高島合同庁舎に勤務す る職員を対象とした勤務時間内訓練を実施したところである。

訓練の実施にあたっては、訓練経験の少ない職員に重点的に参加を求めるとともに、新たに建設業協会高島 支部との情報伝達訓練を実施し、内容の充実に努めたところである。また、高島警察署と合同の情報伝達訓練

今後については、地元医師会等をはじめとした外部関係機関との連携強化を充実するなど、訓練がより現実

的・効果的なものとなるよう工夫しながら実施してまいりたい。

監査結果報告年月日 ▼成23年8月11日

監査の意見

(3) 個人県民税の徴収促進について

平成22年度の県税収入の決算では、税収総額は約1,365億4千万円と景気の低迷の中、ほぼ前年度並みの水準近くまで確保された。一方、収入未済額の状況を見ると各県税事務所とも収入未済額の中で個人県民税の占める割合が高く、全収入未済額の約7割を占めており、その収入未済総額は、約28億7千万円となっている。

各県税事務所では、平成23年度の組織目標に、「個人県民税の徴収率向上」を掲げ、市町と連携を図り 県職員の市町への短期派遣や個人県民税の県による直接徴収などに取り組まれているが、さらに創意、工 夫を重ね、一層の徴収率向上に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(西部県税事務所)

当所の所管する個人県民税の平成22年度決算における収入未済額は約7億7千9百万円で、前年度より約3 千5百万円減少しているものの、法定猶予分を除く全収入未済額の約63%を占めている。

このため、当所では個人住民税の県による直接徴収に取り組むこととし、関係自治体の同意の下、前年度の92件を大幅に上回る301件の滞納事案の徴収を引き受けた。

直接徴収の実施に当たっては、納税折衝や滞納処分が円滑に行えるよう県と市の職員が相互に併任発令を受けるとともに、毎月、定期連絡会議を開催するなど、互いに連携を密にしながら個人住民税の収入未済額の縮減に取り組んでいるところである。

(南部県税事務所)

南部県税事務所では、平成23年度における管内市と連携した取組として、職員の短期派遣と地方税法第48条に基づく直接徴収を実施した。

職員の短期派遣は2市で実施し、守山市へ6月6日から1月31日の間に、延べ29日45人が従事した。栗東市へは8月1日から1月31日の間、延べ27日46人が従事した。

その内容としては、市からの要請に基づき、主に高額・困難案件に対して、市側の徴収体制や地域の実情に即した助言を行った。8月23日および1月31日には県と共同で捜索を実施し、引き上げた動産はインターネット公売に付して換価した。

また、野洲市では、5月20日から2月29日までの間、県が職員3名で、財産調査に並行して差押予告や滞納処分を行っている。1月末現在の実績として、直接徴収の対象として引受けた市外・県外への転出者108名に対する整理率(税額ベース)は33.5%に達している。

このほか、滋賀県地方税務協議会西部南部ブロックの事業として、西部県税事務所管内を含む県市間で滞納 者情報交換会を行い、互いの徴収率向上に資するよう努めた。

(中部県税事務所)

個人県民税の滞納額を縮減するため、税政課地方税徴収対策室からは県職員が竜王町に1年間の期間で2名派遣され徴収事務に従事する一方で、事務所の取組として、竜王町を除く4市1町と緊密な連携を図るため市町のニーズの把握に努め、年度後半の10月1日から半年間、甲賀市に職員2名を週2回短期派遣し、高額案件や相続案件等の困難事案の滞納整理に積極的に取り組んでいる。

また、近江八幡市とは共通の滞納者の捜索を計画、甲賀市の捜索には短期派遣とは別に職員を派遣し、湖南市とは共通する2名の滞納者の居宅や事務所を合同で捜索するなど、滞納者情報の共有化を図り滞納整理を実施した。その他、管内市町の徴収担当者会議を開催し滞納整理手法の情報交換を行い、県と市町の連携が行いやすい環境作りを行って、徴収率の向上に向けた取組を展開した。

(東北部県税事務所)

収入未済額を縮減し県税収入の確保を図ることは税務行政の使命であり、当事務所としても「 公平な税負担と税収確保の更なる確保」と「 地域毎の特性に合わせた県と市町の更なる連携により、県税滞納の大半を占める個人県民税の収入未済額の縮減」を組織目標に揚げ、全職員一丸となって県税事務運営方針や滞納整理強化方針に基づき、的確かつ迅速な徴収対応をして参りました。

特に、個人住民税の賦課徴収は、市町の固有の事務であるものの、その4割が県民税として払い込まれることから、滋賀県地方税務協議会東北部ブロック会議を開催し、住民税の特別徴収がされていない事業者につい

10

て、管内市町の担当者と方策を検討し、管内全市町一斉に、文書による働きかけをしました。また、地方税法 第48条に基づく県による、個人住民税の直接徴収を行ったほか、市町への職員併任発令による支援を行いまし

今後、更に管内市町と連携し、共同の取組を行うことにより、更に効果的な取組を推進し、一層の収入未済 額の圧縮と新たな滞納の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

監査結果報告年月日 | 平成23年8月11日

查 の

(4) 県産材の利用促進について

県産材の利用促進については、県民に県産材で作った木製品等に触れる機会を提供することにより、森 林の重要性や木材の良さをPRするとともに、木材の地産地消と県産材の普及を図ることを目的として、 木の学習机など県産材木製品の利用を促進する事業が行われているが、利用実績は現在のところ小中学校 等にとどまっている。

県産木製品の利用促進は、前記の目的のみならず、森林組合をはじめ、林業経営を振興する一環として も重要な課題である。そのため、学校で使用する机、椅子等の私立学校や幼稚園、福祉施設等への利用拡 大に引き続き努められるとともに、施設設置者等への県産材木製品の利用PR、森林組合や加工事業者等 に対する、幅広く利用可能で魅力的な木製品の開発支援や販路を拡大するための仕組みづくりについても 取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(西部・南部森林整備事務所)

西部・南部森林整備事務所においては、私立中・高校や社会福祉法人等への木の学習机やベンチ・テーブル・ 下足箱等の木製品の導入を支援する「木の学習机等木製品利用促進事業」により、木材利用の重要性について 普及啓発を図ってきた。

また、高島市の朽木小中学校の体育館や守山市の障害者支援施設の建設にも相当量の県産材が使用されるよ う支援を行ってきたところである。

平成23年度からは「びわ湖材利用促進事業」により、社会福祉法人施設の内装等木質化の促進を図り、県産 木材のより一層の利用拡大に努めている。

今後さらに県産材の幅広い利用を促進するため、「森の資源研究開発事業」により魅力的な木製品の開発を 支援するとともに、森づくりイベント等の機会を通じた消費者ニーズの把握、県民に対する木の良さの普及啓 発、県産材に関する情報提供などにより、県産材の利用推進に向けた積極的な取組を進めてまいりたい。

それらと並行して、森林組合等が取り組む森林施業の集約化や低コスト施業システムへの技術指導、人材育 成支援などにより、県産材を安定的に生産・供給する仕組みを構築してまいりたいと考えている。

(甲賀森林整備事務所)

県産木製品の利用促進は、森林の資源循環を活発にし、健全な森林整備・林業経営の振興に資することから、 県内全域において、木のぬくもりや良さを体感する機会を県民の皆さんに提供する事業や、県産木材の利用拡 大に向けた事業に取り組んでいる。

甲賀森林整備事務所においては木の学習机整備事業や木製品利用促進事業に積極的に取組み、子ども達に木 のぬくもりを肌で感じてもらうため、地元小学校や保育園に学習机や木製品の玩具等の導入を推進した。また、 森林整備加速化・林業再生基金事業を活用して社会福祉法人が木造公共施設整備として県産材を含む地域材を ふんだんに使用した特別養護老人ホームを建設しているところである。さらに、森林組合では甲賀市内の大手 プレカット工場へ一定量の地域材を定期的に供給しており、高温乾燥機を導入しさらに高品質で安定的な供給 に努めている。

今後とも木の学習机等木製品利用促進事業やびわ湖材利用促進事業を実施し、引き続き幼稚園や保育園等へ の支援を進めながら、市や社会福祉協議会等の公的な施設についても木製品の導入や木造木質化の促進を図り、 県産材のより一層の利用拡大に努めてまいりたい。

また、幅広く利用可能で魅力的な木製品の開発支援や販路を拡大するための仕組みづくりについては、木製 品の利用情報、利用者のニーズ等の収集や森林組合・加工事業者等に対する情報提供、各種広報、イベント等 での機会活用、さらに「森の資源研究開発事業」等の周知・活用を図るなど、研究開発や販路拡大に向けた積 極的な取組を支援するとともに、県産材の流通についても甲賀市内の木材市場が、わが国にふさわしい持続可 能な森林経営を行っている森林を認証する「緑の循環認証会議」(SGEC)による森林認証材の分別・表示 の認証を受けたことから森林所有者に認証のPRをするなど、県産材の利用拡大に向けた取組を進めてまいり たい。

(中部森林整備事務所)

県産木製品の利用促進は、森林の資源循環を活発にし、健全な森林整備・林業経営の振興に資することから、 県内全域において、木のぬくもりや良さを体感する機会を県民の皆様に提供する事業や、県産木材の利用拡大 に向けた事業に取り組んでいる。

中部森林整備事務所では、木の学習机等木製品利用促進事業において、小中学校のみならず、社会福祉法人 等で机・椅子・書架などの県産材木製品利用の取組を積極的に進めてきた。

今後も引き続き県産木製品活用に取り組んでいくとともに、平成23年度からはびわ湖材利用促進事業を実施 し、社会福祉法人や公民館等の公共性の高い建築物の木造木質化の促進を図り、県産木材のより一層の利用拡 大に努めているところである。

また、幅広く利用可能で魅力的な木製品の開発支援や販路を拡大するための仕組み作りについては、木製品 の利用情報、森林組合・加工事業者等に対する情報提供、各種広報、県HP、イベント等の機会活用、さらに 「森の資源研究開発事業」等の周知・活用を図るなど、研究開発や販路拡大に向けた積極的な取組を支援して いく。

(湖北森林整備事務所)

県産木製品の利用促進は、森林の資源循環を活発にし、健全な森林整備・林業経営の振興に資することから、 県内全域において、木のぬくもりや良さを体感する機会を県民の皆さんに提供する事業や、県産木材の利用拡 大に向けた事業に取り組んでいます。

湖北森林整備事務所では、県産木材の利用促進を図るため、平成17年度より「木の学習机等木製品利用促進 事業」に取り組んでおり、平成23年度は、小学校への導入に加え社会福祉法人が経営する保育施設への木製施 設導入を支援しています。両施設は、森林組合取扱いの県産材を使用しています。

平成24年度には、新たに別の社会福祉法人保育施設への導入を支援する予定です。

このように、県産材木製品の利用を促すため、市を通じて学校だけでなく広く利用のPRを行っています。 また、湖北流域森林づくり委員会の人工林分科会では、木材業、建築業の委員が中心となって、「森の資源 研究開発事業」を利用して、県産材を使った「木製サッシ」の開発に取り組んでいただき、加工事業者を巻き 込んだ木製品の開発、販路拡大に努めています。

さらに、同委員会の里山分科会では、薪ストーブユーザーと共に湖北の里山で薪づくり体験のイベントを毎 年開催されているが、体験イベント参加者に、森林整備の重要性を普及するとともに、地域と参加者を繋ぎ、 森林資源の長期活用ができないか調整を行っています。

監査結果報告年月日 ▼成23年8月11日

監査の意見

(5) 獣害対策の一本化について

農業農村振興事務所、森林整備事務所や市、町がそれぞれ事業を展開しており、さらに、連携を図るた め地域協議会を設置し取り組まれてきたが、成果がなかなか見えてこない。

獣害対策が真に効果を上げるようにするためには、地域の農家をはじめとする住民の立場に立って、各 種事業を総合的に進めることが不可欠である。

そこで、環境・総合事務所も含めた県の関係機関相互の連携はもとより、市町はじめ地元団体等ともこ れまで以上に有機的に連携し一体的な取組を進めるなど、成果を上げられるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(西部・南部森林整備事務所)

深刻さを増す鳥獣害対策への取組体制については、「農地管理」「生息地管理」「個体数調整」ごとに目標 や戦略を明確にした上で、県関係部局がより一層の情報共有や連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援し ていくため、平成24年度に鳥獣被害対策本部の設置について準備を進めているところである。

これを受け、大津・高島地域においても、鳥獣被害対策本部の方針に沿って、西部・南部森林整備事務所と 大津・南部農業農村振興事務所、高島農業農村振興事務所が連携・協力し、それぞれが所管する施策・事業を 効果的に組み合わせて、捕獲や被害防止対策を広域的・戦略的に展開していきたいと考えている。

また、大津・高島地域では、森林整備事務所、農業農村振興事務所と管内市町や関係団体等で構成される大 津・南部地域獣害対策協議会、高島地域獣害対策協議会を設置し、関係機関の連携による一体的な獣害対策に 取り組んできたが、今後も獣害対策に取り組む市町や団体、地元集落に対し、農業農村振興事務所と連携しな がら技術支援や情報提供などを行っていきたい。

特にニホンジカの被害軽減には捕獲数の増加が不可欠であることから、森林整備事務所としても捕獲に取り 組む市町、猟友会、地元集落などと有機的な連携を図り、捕獲目標の達成に向けて取り組んでいきたい。

併せて、里山整備や間伐実施による緩衝帯の整備、下層植生の食害等による林地荒廃を防止する取組も進め ているところである。

これらの取組により、農林業被害の軽減、自然生態系の保全、林地荒廃の防止に一層努めていきたい。 (甲賀森林整備事務所)

深刻さを増す鳥獣害対策への県の取組体制については、平成24年度に鳥獣被害対策本部を設置し、「農地管 理」「生息地管理」「個体数調整」ごとに目標や戦略を明確にした上で、県関係部局がより一層の情報共有や 連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援していくことで調整されている。

これを受け、甲賀地域においても、甲賀森林整備事務所と甲賀農業農村振興事務所が連携・協力し、鳥獣被 害対策本部の方針に沿って、捕獲や被害防止対策を総合的・戦略的に展開していきたいと考えている。

また、甲賀地域では、森林整備事務所、農業農村振興事務所と管内市や関係団体等で構成される甲賀地域獣 害対策協議会を設置し、関係機関の連携による一体的な獣害対策として、協議会が国の鳥獣被害総合対策交付 金を利用し、防獣柵の整備(平成23年度 整備延長約150km)や先進的捕獲檻の設置、サル群に対するモニタリ ングの実施、国等の研究会への参加、先進地研修会の開催など幅広く取り組んでおり、今後も獣害対策に取り 組む市や団体、地元集落に対し、技術支援や情報提供などを行っていきたい。

併せて、平成23年度には甲賀農業農村振興事務所、甲賀環境・総合事務所、甲賀土木事務所とともに地域の 重要な課題の一つとして位置付け、連絡会議を開催し、情報の共有化を図り、それぞれの機関が所管する施策・ 事業を効果的に組み合わせた対策等の検討を行っている。

特に、増加が著しいニホンジカの被害軽減には捕獲数の増加が不可欠であることから、森林整備事務所とし ても捕獲に取り組む市、猟友会、地元集落などと有機的な連携を図り、捕獲目標の達成に向けて取り組んでい きたい。

併せて、里山整備や間伐実施による緩衝帯の整備、下層植生の食害等による林地荒廃を防止する取組も進め ているところである。

これらの取組により、農林業被害の軽減、自然生態系の保全、林地荒廃の防止に一層努めていきたい。 (中部森林整備事務所)

深刻さを増す鳥獣害対策への県の取組体制については、平成24年度に鳥獣被害対策本部を設置し、「農地管 理」「生息地管理」「個体数調整」ごとに目標や戦略を明確にした上で、県関係部局がより一層の情報共有や 連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援していくことで調整されている。

これを受け、中部森林整備事務所においても農業農村振興事務所と連携・協力し、鳥獣被害対策本部の方針 に沿って、捕獲や被害防止対策を総合的・戦略的に展開していきたいと考え、農業農村振興事務所と管内市町 や関係団体等で構成される獣害対策地域協議会を東近江地域と湖東地域においてそれぞれに設置し、関係機関 の連携による一体的な獣害対策に取り組んでいる。

今後も獣害対策に取り組む市町や団体、地元集落に対し、技術対策にかかる研修や情報提供などを行ってい きたい。

特にニホンジカの被害軽減には捕獲数の増加が不可欠であることから、森林整備事務所としても捕獲に取り 組む市町、猟友会等と連携を図り、捕獲目標の達成に向けて取り組んでいきたい。

併せて、里山整備や間伐実施による緩衝帯の整備、防護柵の設置、下層植生の食害等による林地荒廃を防止 する取組も進めているところである。

これらの取組により、農林業被害の軽減、自然生態系の保全、林地荒廃の防止に一層努めていきたい。

湖北地域では、森林整備事務所、農業農村振興事務所、管内の市役所・農林業関係団体等で構成された湖北 獣害対策地域協議会を平成19年度に設置し、被害防除にかかる情報交換や技術の実証、研修会などに取り組ん できました。長浜市、米原市でも協議会が立ち上げられ、防護柵の設置や有害鳥獣捕獲などの事業が展開され てきました。

しかし、野生鳥獣は市域を越えて移動するため、より広域的に連携を図りながら事業を進める必要から、両 市は湖北地域鳥獣被害防止計画を策定し、本年度内には農林漁業関係団体等を構成員とする「湖北地域広域協 議会」を発足する予定で進めており、当事務所と農業農村振興事務所も支援を要請されています。

当事務所では、特にニホンジカやツキノワグマの被害に対して、市や森林組合、地元の意向を受けて、森林内での剥皮被害の軽減を目的にしたテープ巻きによる防除対策や、集落周辺の里山整備を進めてきました。この里山整備の事業は獣害対策に緩衝帯整備として寄与してきたところです。さらに、下層植生の食害等による林地荒廃を防止する取組も始めているところです。

また、環境・総合事務所も交えた3事務所で、被害状況や対策の情報共有を図り、今後の地域協議会のあり 方について検討してきました。

全県的には、深刻さを増す鳥獣害対策への取組体制として、平成24年度から鳥獣被害対策本部を設置し、県関係部局がより一層の情報共有や連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援していくよう、現在調整されています。

これを受け、湖北地域におきましても関係機関が連携・協力し、鳥獣被害対策本部の方針に沿って、捕獲や被害防止対策を総合的・戦略的に展開して、市・農林業者の立場に立った取組により、農林業被害の軽減、生態系の保全、林地荒廃の防止に今後も努めてまいりたいと考えています。

(大津・南部農業農村振興事務所)

深刻さを増す鳥獣害対策への県の取組み体制については、平成24年度に「鳥獣被害対策本部」を設置し、関係部局がより一層の連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援する方向で検討されている。

大津・南部地域では、管内から高島市に至る地域を移動するイノシシ、シカ、サル等の有害野生鳥獣に対し、より効果的な被害防止対策を展開するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、大津市、栗東市、野洲市および高島市各有害鳥獣被害対策協議会が共同で「西部・南部地域鳥獣被害対策協議会」(以下、広域協議会)を本年3月末を目途に発足できるよう準備を進めている。

これに伴い、大津・南部農業農村振興事務所では、被害防止の主要対策である「追払い、防護柵整備等による農地管理」、「草刈払い等により緩衝帯を整備する生息環境管理」、「捕獲による個体数管理」を総合的・戦略的に進めるため、「鳥獣被害対策本部」の方針に沿って、高島農業農村振興事務所、西部・南部森林整備事務所等と連携した体制づくりを行い、それぞれが所管する施策・事業を効果的に組み合わせた対策を広域協議会に提案するとともに、平成23年5月に策定された「西部・南部地域鳥獣被害防止計画」に基づく、総合的な被害防止体系の確立に向けて積極的に支援することとしている。

今後、こうした取組を通じて、広域性・専門性を発揮しつつ、各市、各関係団体はもとより、被害集落など地元住民と一体となった被害防止活動を推進し、広域的な被害軽減に努めたい。

(甲賀農業農村振興事務所)

甲賀地域では、市町を越えて移動する野生獣に対し、より効果的な被害防止対策を進めるため、甲賀森林整備事務所、甲賀農業農村振興事務所、甲賀市、湖南市および関係団体等で構成される「甲賀地域獣害対策協議会」(以下、地域協議会)が平成18年度に発足し、国の事業に対応できるよう、平成21年度に体制の強化を図った

現在は国の鳥獣被害総合対策交付金を利用し、防獣柵の整備(平成23年度 整備延長約150km)や先進的捕獲オリの設置、サル群に対するモニタリングの実施、国等の研究会への参加、先進地研修会の開催など、幅広い取組を行っている。

甲賀農業農村振興事務所では、主要対策である「農地管理」、「生息環境管理」、「捕獲」を総合的に進める観点から、地域協議会に事務局の一員として参画している。

また、獣害に立ち向かう集落育成の一環として、集落環境点検を積極的に実施して、地域住民が獣害への認識を共有し、対策を実施できるよう支援している。併せて、獣害対策地域リーダー養成講座の開催など、地域全体の底上げを図っているところである。

さらに、甲賀森林整備事務所、甲賀環境・総合事務所、甲賀土木事務所とともに連絡会議を開催し、それぞれの機関が所管する施策・事業を効果的に組み合わせた対策等の検討を行っている。

今後とも、こうした取組を通じて、広域性・専門性を発揮しつつ、市や団体はもとより、被害集落と一体となった被害防止活動を推進し、管内の被害軽減に努めてまいりたい。

(東近江農業農村振興事務所)

東近江地域では、市町を越えて移動する野生獣に対し、より効果的な被害防止対策を進めるため、管内の関係市町や団体等で構成される「東近江地域鳥獣被害防止広域対策協議会」(以下、協議会)を平成24年3月に設立することとなっている。

これに伴い、東近江農業農村振興事務所では、主要対策である「農地管理」、「生息環境管理」、「捕獲」 を総合的に進める観点から、中部森林整備事務所等とともに、それぞれの機関が所管する施策・事業を効果的 に組み合わせた対策を協議会に対して積極的に提案するとともに、市町の被害防止計画に基づく取組と連携しながら地域の被害防止活動をコーディネートする体制を検討している。

今後、こうした取組を通じて、広域性・専門性を発揮しつつ、市町や団体はもとより、被害集落と一体となった被害防止活動を推進し、管内の被害軽減に努めてまいりたい。

(湖東農業農村振興事務所)

湖東地域では、現在、湖東農業農村振興事務所、中部森林整備事務所、市町および関係団体で構成する「湖東地区獣害対策地域協議会」(事務局 湖東農業農村振興事務所)を設置し、市町の境界を跨ぎ移動する野生獣に対する獣害対策情報の提供や技術対策にかかる現地研修会を実施し、被害の防止および軽減に努めてきた。管内の獣害対策をより効果的なものとするため、現在、市町ごとに取り組まれている補助事業(鳥獣被害防止総合対策事業)を広域的かつ一元的に取り組むことが重要であることを踏まえ、年度当初から関係機関や関係団体等との調整を図ってきたところ、年度内には広域協議会が設立される運びとなった。

当該広域協議会では、農業者をはじめ、地域住民代表者や獣害による生活被害者などに参画していただき、より広域的かつ総合的な獣害防止対策を進め、被害軽減と地域の活性化を目指すこととした。

今後、こうした取組を通じて、当事務所が有する専門性を発揮しつつ、関係機関、団体との連携をより一層深めながら、当該広域協議会への支援を通じて、被害地域と一体となった被害防止活動を推進し、管内の被害軽減に努めてまいりたい。

(湖北農業農村振興事務所)

湖北地域では、農業農村振興事務所、森林整備事務所、長浜市・米原市・農林業関係団体等で構成された 「湖北獣害対策地域協議会」(以下、地域協議会)を設置し、被害防除にかかる情報交換や技術の実証、研修 会等を行ってきた。

長浜市、米原市でも協議会が設けられ、有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置などの事業が展開されている。

しかし、シカ、サルなど両市を越えて移動する野生獣に対し、より効果的な被害防止対策を進める必要があるため、両市と農林漁業関係団体等から構成される「湖北地域広域協議会」(以下、広域協議会)が本年度内に発足することとなっており、森林整備事務所とともに支援を要請されている。

このため、環境・総合事務所を交えた3事務所で被害状況や対策の情報共有を図り、今後の地域協議会のあり方について検討してきた。

その結果、両市の組織体制の整備に伴い、当事務所では、主要対策である「農地管理」、「生息環境管理」、「捕獲」を総合的に進める観点から、森林整備事務所と各機関が所管する施策・事業を効果的に組み合わせた対策を広域協議会に対して積極的に提案するとともに、両市の被害防止計画に基づく取組と連携しながら、地域の被害防止活動をコーディネートすることとしている。

今後も広域性・専門性を発揮した取組を行い、管内の農林業被害の軽減と農山村の活性化、生態系の保全、 農林地の荒廃防止等の軽減に努めていきたい。

(高島農業農村振興事務所)

高島地域では、市町を越えて移動する野生獣に対し、より効果的な被害防止対策を進めるため、大津・南部 地域と高島地域の関係市町や団体等で構成される「西部・南部広域協議会」(以下、広域協議会)が本年度内 に発足することとなっている。

これに伴い、高島農業農村振興事務所では、主要対策である「農地管理」、「生息環境管理」、「捕獲」を総合的に進める観点から、西部・南部森林整備事務所高島支所等とともに、それぞれの機関が所管する施策・事業を効果的に組み合わせた対策を広域協議会に対して積極的に提案するとともに、市町の被害防止計画に基づく取組と連携しながら地域の被害防止活動をコーディネートする体制を検討している。また現地集落への支援対策として獣害に強い集落づくり加速化事業を活用し、集落住民を対象に追い払い対策や集落環境点検と防護柵整備などの研修会を開催し獣害に強い集落づくりを目指す。

今後、こうした取組を通じて、広域性・専門性を発揮しつつ、市町や団体はもとより、被害集落と一体となった被害防止活動を推進し、管内の被害軽減に努めていく。

(南部環境・総合事務所)

南部地域における獣害対策については、これまで、県、市町、農林業関係団体により構成された地域協議会を設置するなどにより、連携を深めながら地域ぐるみの取組を進めてきており、環境・総合事務所においても、各事務所長等により構成された南部地域調整会議において地域課題として情報共有を図ってきたところである。

そうした中で全県的には平成24年度に鳥獣被害対策本部を設置し、目標や戦略を明確にしたうえで、関係部局がより一層の情報共有や連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援していくことで調整されているところ

である。

これを受け、南部地域においても、関係事務所がより密接に連携・協力し、対策本部の方針に沿って、市町 や団体はもとより、地元集落とも一体となった被害防止活動を総合的・戦略的に展開していくこととされてい る。

(甲賀環境・総合事務所)

獣害対策への取組については、地域の重要な課題の一つとして位置づけ、平成22年度には甲賀地域課題別調整会議において情報交換等を行い、その取組を踏まえ、平成23年度においては、連絡会議を設置し、関係事務所(当事務所、甲賀森林整備事務所、甲賀農業農村振興事務所、甲賀土木事務所)が連携して具体的な対策に取り組めるよう、情報の共有化、対策の検討等を進めてきた。

平成24年度には、県関係部局による鳥獣被害対策本部が設置され、目標や戦略を明確にした上で、より一層の情報共有や連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援していくことで調整されているところである。

これを受け、甲賀地域においても、関係事務所がより密接に連携・協力し、対策本部の方針に沿って、市町 や団体はもとより、地元集落とも一体となった被害防止活動を総合的・戦略的に展開していくこととされている。

(東近江環境・総合事務所)

獣害対策への取組体制については、東近江農業農村振興事務所、中部森林整備事務所と管内市町や農業関係 団体で構成される東近江地域獣害対策地域協議会を設置し、関係機関の連携を図りながら、地域ぐるみの獣害 対策に取り組んでいる。

平成24年度には新たに鳥獣被害対策本部を設置し、主要対策である「農地管理」「生息環境管理」「個体数調整」ごとに目標や戦略を明確にした上で、関係部局がより一層の情報共有や連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援していくことで調整されているところである。

これを受け、東近江地域においても、関係事務所がより密接に連携・協力し、対策本部の方針に沿って、市町や団体はもとより、地元集落とも一体となった被害防止活動を総合的・戦略的に展開していくこととされている。

(湖東環境・総合事務所)

獣害対策については、現在、湖東農業農村振興事務所、中部森林整備事務所、市町および関係団体で構成する「湖東地区獣害対策地域協議会」を設置し、野生獣に対する獣害対策情報の提供や技術対策にかかる現地研修会を実施し、被害の防止および軽減に努めているところである。

深刻さを増す獣害対策をより効果的に進めるため、湖東地域では管内9機関で構成する「湖東地域調整会議 (議長:湖東環境・総合事務所長)」において、これまでから被害状況の現地調査を行うなど情報共有や連携 強化を横断的に進めているところである。

また、管内市町長会議および管内選出県議会議員会議を開催し農林業被害や自然生態系・林地荒廃等、具体的な現状把握、意見交換や情報共有を図りながら関係機関、関係者が一体となり獣害対策に取り組んでいるところでもある。

さらに、平成24年度に鳥獣被害対策本部を設置し、目標や戦略を明確にしたうえで、関係部局がより一層の情報共有や連携強化をはかり、地域の主体的な取組を支援していくことで調整されているところでもあり、湖東地域においても、関係事務所(中部森林整備事務所・湖東農業農村振興事務所)がより密接に連携・協力し対策本部の方針に沿って、市町や関係団体はもとより地元集落とも一体となった被害防止活動を総合的・戦略的に展開していくこととされている。

(湖北環境・総合事務所)

湖北地域における獣害対策については、森林整備事務所、農業農村振興事務所、市町、農林業関係団体等により構成された湖北獣害対策地域協議会を平成19年度に設置し、獣害被害防除にかかる情報交換や技術の実証、研修会などの取組を進めてきた。

また、環境・総合事務所においても、各事務所長等により構成された湖北地域調整会議において、獣害対策に向けた現地調査および情報交換を継続して行ってきたところである。

さらに、本年度からは森林整備事務所、農業農村振興事務所および環境・総合事務所の3事務所により、被害状況および対策の情報共有を図るとともに、今後の地域協議会のあり方について検討を行っている。

全県的には、深刻さを増す鳥獣害対策への取組体制として、平成24年度から鳥獣被害対策本部を設置し、県関係部局がより一層の情報共有や連携強化を図り、地域の主体的な取組を支援していくよう調整されているところである。

16

これを受け、湖北地域においても、関係事務所(森林整備事務所、農業農村振興事務所)が密接に連携・協 力し、鳥獣被害対策本部の方針に沿って、市町や各団体とも一体となった獣害対策を総合的・戦略的に展開し ていくこととされている。

(高島環境・総合事務所)

獣害対策への取組体制については、これまで県、市、農林業関係団体により構成された高島獣害対策地域協 議会を設置するなど、地域ぐるみの取組が進められてきた。

今後は、より一層被害防止活動を総合的・戦略的に展開していくため、県では平成24年度に鳥獣害対策本部 を設置し、目標や戦略を明確にした上で関係部局がより一層の情報共有や連携強化を図り、地域の主体的な取 組を支援していくことで調整されているところである。

今後の高島地域の獣害対策については、この対策本部の方針に基づき、県関係機関がより密接に連携して対 応していくこととされている。

監査結果報告年月日 | 平成23年8月11日

査 の 意 見

(6) 事業内容の見直しについて

健康福祉事務所では、会議、研修、講演会などが数多く行われているが、健康福祉事務所として専門性 や広域性をより発揮するために、今一度、これら全ての業務について、市町との役割分担や業務の効率的 執行の観点から適切に評価を行われたい。

そのうえで、スリム化すべきところはスリム化し、県として必要性や優先度の高い事業は重点化するな ど、限られた経営資源の有効活用に取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(南部健康福祉事務所)

健康福祉事務所業務については、これまでから見直し点検を実施し、業務の効果的、効率的執行に取り組ん できたところであるが、今回さらに事務所で開催する会議、研修、講演会等について、市との役割分担や業務 の効率的執行の観点等を踏まえて現状と課題を再確認し、今後に向けて工夫できる点などの検討を行った。

その結果などから、健康危機管理、精神保健業務など事務所として高度な技術性専門性が発揮できるもの、 母子、高齢者、健康づくり分野等における医療機関や関係団体等との広域的な連携調整や人材育成などは、県 の役割が積極的に果たせる業務であるが、県から市への権限委譲が進む中で見直しが必要である業務もあると 考える。

今後とも、引き続き本庁主管課とも協議をしながら、スリム化するものはスリム化し、必要性や優先度の高 い事業は重点化するなど、事業の見直し・改善に取り組む。

(甲賀健康福祉事務所)

市や保健・医療・福祉関係機関との効果的な連携体制を構築しながら、県としての専門性、広域性を発揮し た施策の推進を図っており、そのために必要となる会議、研修、講演会等を行っている。

事務所業務の見直しについては、これまでから、本庁と協議しながら、事業の内容、対象者や実施方法等に ついて点検・見直しを行い、効率的な執行に努めてきており、特に、合併により管内7町が2市となり、また、 地方分権一括法の施行の中、市との役割分担を基本に諸事業について見直しを行ってきた。今年度にあっては、 監査の意見も踏まえながら、更に重点化・効率化を図るべく、見直し点検を実施し、また、本庁各課との協議。 検討の機会を持ち、作業を進めてきた。

今後とも、業務の執行にあたっては、本庁主管課とも協議しながら、県として進めるべき事業の重点化を図 り、業務の効率的効果的な執行に取り組む。

(東近江健康福祉事務所)

これまで、健康福祉事務所として専門性や広域性を発揮するために、事業の重点化や業務の効率的執行に努 めてきたところであるが、今回監査でご意見をいただき、事務所で行ってきた会議、研修、講演会などをリス トアップし、市町との役割分担や業務の効率性の観点から、評価を行うとともに、個々のグループで行ってき た事業を今後は合同で開催するなどの工夫ができないか検討を行った。

今後は、検討結果を踏まえて、市町へ権限委譲すべきもの、各種団体が事業主体となるものはないかなど、 本庁主管課とも協議しながら、費用対効果を検証しつつ関係機関との連携・調整のもと、事業の効率的執行に 努め、地域における健康福祉事務所としての責務が十分果たせるようにしたい。

(湖東健康福祉事務所)

当健康福祉事務所の管内では、1市4町を抱えており、各種事業について連携・広域調整の必要性があり、 行政サービスの質の均一性を保つことが求められていることから、県としての専門性や広域性を発揮し、会議、 研修、講演会等を行っている。

また、町を管轄していることから、福祉業務の中でも生活保護業務等は特に専門性が発揮されているものである。

事務所の業務・事業の見直し等については、市・町との役割分担を踏まえ、本庁と協議または指示を得ながら実施しており、事業の内容や実施方法等について、検討し効果的な事業の執行に努めている。

今後、これらの執行にあたっては、本庁主管課とも協議しながら、県として進めるべき事業の重点化(地域 医療再生計画事業など)を図り、常に各事業の検証を行い業務の効率的・効果的な執行に取り組むように努め たい。

(湖北健康福祉事務所)

湖北圏域においては、平成22年1月の市町合併により2市となったことから、市との連携のあり方を見直しながら広域的な視野を保ちつつ健康福祉事務所が担うべき専門分野の充実と圏域内の調整に努めてきたところであるが、改めて、業務執行について見直しを行い、例えば、研修会を医療機関との共催により実施したり、関係団体の主催する行事を利用して開催するなど、一層の効率化に取り組んでいる。

今後も、本庁主管課とも協議しつつ、重点的、優先的に取り組むべき事業を見極め、関係機関等との連携も図り、限られたマンパワーを生かすことを念頭に置きながら、効率的、効果的な業務執行に努めたい。

(高島健康福祉事務所)

一市一健康福祉事務所である当管内においては、県と市の間で、健康福祉行政担当部課長会議などを開催し、会議、研修、講演会などについて双方が役割分担を行い調整しながら取り組んできたところであるが、今回の意見を踏まえ改めて各事務事業のあり方について整理した。

その結果、(1)県が主導する主要施策の推進(医療福祉の推進など)、(2)高度な技術・専門性を要するものへの対応(健康危機管理業務)、(3)災害時医療救護対策など広域的な行政需要・行政課題への対応等については、今後も県が主体的に取り組むべきものであることから、これらの事業に県の経営資源を優先的に充てるため、事業の統合や共催などを行うなど効率的、効果的な事業実施に向けて、関係者(本庁主管課、市)とも協議しながら改善に取り組む。

監査結果報告年月日 平成23年8月11日

監査の意見

(7) 学校給食での地場農産物の利用率向上について

本県における学校給食への地場農産物の平均利用率は23%にとどまっており、供給量の安定確保や価格等が課題となっている。

今後、こうした課題を少しでも解消し利用率を高めていくためには、学校等と生産者や農業関係者の連携を促進することが不可欠である。このため、農業農村振興事務所においては、各市町の教育委員会および学校に一層の地場農産物利用を要請するとともに、生産者や農業関係者に対しては、安定的な供給と価格の調整が可能となるよう働きかけるなど、両者を繋ぐ役割を果たすことにより、利用率が一層高まるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(大津・南部農業農村振興事務所)

農産物流通が広域化、複雑化する中で、消費者が求める「新鮮・安全・安心」志向の高まりに対応して、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消をより一層推進することが必要となっている。

都市化が急速に進展し、消費人口が増加する大津・南部地域においては、地場農産物の流通促進と消費拡大を目指して、管内各市、各農業協同組合ほか関係団体で構成する「地産地消推進連絡会議」を設置し、学校給食への供給促進はもとより、直売所・量販店の活用など地産地消の推進方策についての課題整理や連携体制の整備に努めている。

平成23年度からは、新規に「学校給食野菜供給拡大事業」を実施し、生産者団体、学校給食事業者の連携協力を促進し、学校給食に野菜を供給する「食育農園」の設置による供給拡大を支援している。

大津・南部管内では、平成23年度、栗東市で1団体(26人)、野洲市で4団体(115人)が参加して「学校 給食野菜供給拡大事業」に取組み、たまねぎ、だいこん、はくさい、かぼちゃ他について学校給食への供給拡 大が図れた。 学校給食への地場産農産物の利用・供給拡大は、価格、品質の均一化、安定した生産供給体制の確立などの 課題はあるが、大津・南部農業農村振興事務所においては、まだ取組が行われていない大津市、草津市、守山 市の3市に対しても、事業への参画促進をはじめ、農家への生産技術の指導、各市教育委員会や学校給食事業 者等との連携強化による供給拡大を図り、地場産農産物の利用率をより一層高めていきたい。

(甲賀農業農村振興事務所)

当管内では「甲賀・湖南食育推進協議会」を平成19年度に立ち上げ、地場産野菜等の利用拡大に向けての課題整理と連携体制の整備に努めている。協議会は、学校給食への野菜を生産する食育畑生産者、納入業者であり生産指導も担っている甲賀農業協同組合、甲賀市、湖南市、甲賀地域農業センター、学校給食センター、献立を考えている学校給食栄養士、給食センターを管轄している市の学校教育関係部局、などで構成されている。

平成21~22年度に、甲賀地域農業センターが事業主体となり、県事業の「地場農産物が支える学校給食推進 モデル事業」を活用し、学校給食への供給促進会議の開催、地場農産物利用計画の策定、生産者と児童・生徒 との連携などを行い、地場農産物への理解促進を図ってきた。また、生産者グループなどへ管理機、防除機等 の導入に対する助成を行い、学校給食へ野菜の供給を促進するための条件整備を行った。

平成23年度から甲賀農業協同組合が県事業である「学校給食野菜供給拡大事業」に取り組み、こうか食育生産者グループ、甲賀農業協同組合、甲賀市・湖南市の4学校給食センターの連携を促進し、学校給食向けの野菜を栽培する「食育畑(甲賀農業協同組合登録商標)」の設置による供給拡大を支援している。

これらの取組をとおして、23年度は学校給食へ地場野菜約5.5t が供給される見込みである。

学校給食への地場農産物の利用には、価格、品質、一定期間安定して供給するといった課題がある。当所においては、「甲賀・湖南食育推進協議会」に対し引き続き関係者の連携を図るとともに、生産技術の指導をはじめ、事業の活用等により、一層利用率を高めるべく活動を続けていきたい。

(東近江農業農村振興事務所)

東近江農業農村振興事務所においては、平成23年6月20日に「東近江地域地産地消推進連絡協議会」を設立し、市町、学校給食センター、JA、生産者、直売所等の学校給食関係者が集まり、特に、地場農産物の利用拡大に向けての課題整理と連携体制の整備に努めている。

平成23年度からは、新規に「学校給食野菜供給拡大事業」を実施し、生産者、受注する生産者団体、学校給食事業者の連携促進と、学校給食に野菜を供給する「食育農園」の設置による供給拡大と児童への食育推進を支援している。

管内では、4団体が学校給食野菜供給拡大事業に取り組み、地場農産物の利用が拡大する見込みである。

学校給食への地場農産物の利用は、価格、品質の揃い、一定期間安定した生産供給等の課題があるが、農業 農村振興事務所においては、生産技術の指導をはじめ、事業の活用等により、関係機関の連携をより一層図り 利用率を高めていきたい。

(湖東農業農村振興事務所)

湖東管内における学校給食での地場農産物の利用率は、平成22年度で彦根市19.3%、愛荘町24.2%、豊郷町25.0%、甲良町25.2%、多賀町30.0%となっており、地場農産物の学校給食への供給は、愛荘町ではJA等、甲良町ではせせらぎ直売所、多賀町ではきまぐれ市を通じた供給体制が確立されている。

平成22年度から彦根市を中心とした1市4町による湖東定住自立圏共生ビジョンが展開され、圏域の生産者と消費者をはじめ関係機関による「地産地消の推進」の一環として学校給食における地場農産物の安定的な利用拡大を図る検討が進められた。

今後は、各市町がそれぞれの市町内産の農産物利用拡大に努めるほか、湖東圏域でも需給の調整を図る方法について検討されることになっている。

その中で中心市である彦根市においては、平成23年度からモデル的に3学区において学区内の生産者が近隣の学校に農産物を供給する体制をJA等関係機関の協力のもとに構築された。その結果、1学期においてはこれまで使用されていなかった「たまねぎ、ジャガイモ、なす、トマト」の4品目が新たに利用されるようになった。また、2学期以降も学校給食向けの品目を増やす予定であり、今後は1年間の実績を評価し、さらなる利用拡大に向け推進する計画となっている。

一方、生産振興については、4町では平成23年度より食育と地域特産野菜の生産拡大を図るため「学校給食供給拡大事業(県単独補助事業)」に取り組むなど積極的な生産振興に努めており、当事務所としては、今後ともこれらの取組を支援することとした。

(湖北農業農村振興事務所)

長浜市および米原市に設けられている「長浜市地産地消推進協議会」、「米原市食育推進協議会」において、

生産者、市、学校給食センター等の学校給食関係者が寄り、地場産野菜等の利用拡大に向けての課題整理と連 携体制の整備に努めている。

本年度からは、新規に「学校給食野菜供給拡大事業」を実施し、生産者、受注する生産者団体、学校給食事 業者の連携促進と、学校給食に野菜を供給する「食育農園」の設置を支援している。

長浜市では、3生産者団体が「学校給食野菜供給拡大事業」に取り組み、たまねぎ、ジャガイモ等の利用が 拡大する見込みである。

学校給食への地場産農産物の利用は、価格、品質の揃い、一定期間安定した生産供給等の課題はあるが、農 業農村振興事務所においては、生産技術の指導をはじめ、「学校給食野菜供給拡大事業」の活用等により、関 係者の連携をより一層図り、利用率を高めていきたい。

(高島農業農村振興事務所)

平成22年度の高島管内の学校給食への地場農産物使用率は重量ベースで22%となっています。供給拡大に向 けて、平成23年度から新規に「地場農産物が支える学校給食推進モデル事業」および「学校給食野菜供給拡大 事業」を実施し、地場産農産物の学校給食への供給拡大を推進している。学校給食への地場産農産物の供給に は、市行政、給食センター、生産者、農業団体の連携が不可欠であり、事業を契機に高島市、給食センター、 高島地域農業センター、生産者団体としてJAを構成員とする「学校給食へのJA野菜類等供給にかかる関係 者会議」を発足し、給食センターと生産者を繋ぐ調整会議として活動している。

学校給食への地場産農産物利用は、価格、品質の揃い、一定期間の安定供給等の課題があるが、農業農村振 興事務所では生産技術指導をはじめ、関係事業の積極的活用をすすめ、関係機関の連携をさらに強化し、利用 率向上を図っていく。

監査結果報告年月日 | 平成23年8月11日

監査の意見

(8) 地域の将来を見通した投資について

中山間地域の農業は、傾斜農地の割合が高く、農業生産条件が不利な状況などにより、過疎化・高齢化 による担い手の脆弱化が他の地域に比べて一層深刻である。

中山間地での公共事業の投資のあり方として、例えば、中山間地域等直接支払制度など、耕作放棄を防 止し、農業生産活動を継続することによって国土の保全、水源涵養などの多面的機能を維持することを目 的とした事業は当面していく必要がある。一方、将来にわたり多額の公共投資を要し、農家にも負担を伴 うことになる。例えば、生産基盤整備事業の実施については、農業農村振興事務所において、過大な投資 となることがないよう地域の現状を十分踏まえ、今後の高齢化の進行や農業後継者の将来見通しなどを慎 重に検討したうえで、事業計画を策定されるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(大津・南部農業農村振興事務所)

中山間地域を対象として生産基盤の公共投資を行う事業(中山間地域総合整備事業等)は、地元からの要望 に基づき市町が実施計画を作成するものである。当管内では旧志賀町において中山間地域総合整備事業志賀地 区・志賀 期地区が実施した。現在は、真野佐川地区(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金・大津市)で ほ場整備を実施中である。またそれ以外に新たな実施計画作成が具体化している市はない。

当事務所としてはこれまでから、実施計画の作成にあたっては、計画が地域の活性化構想に基づいたものと なっているか、事業規模が適正で費用を償う効果が得られるか、地元関係者の意欲が高く費用負担の同意が得 られているか等の観点から確認を行ったうえで計画の承認を行うとともに、農家負担軽減のための財政上の措

今後は、現状や将来見通しについてのより的確な把握や効率性の一層の向上のため、計画主体となる市に対 する適切な助言指導とともに、中山間地域等直接支払制度、獣害対策、担い手対策など関連施策との一体的な 推進がますます重要となるものと認識している。

こうしたなか、平成23年11月には、農政水産部内関係課および各農業農村振興事務所関係職員により「担い 手・農村振興対策推進チーム」を設置し、県内全農業集落を対象に関連施策の一体的な推進体制を整備した。 今後、中山間地域における公共事業の実施要望があった場合には、この推進体制のもと、所内農産普及課およ び田園振興課の連携をより密にして市町や関係集落への助言、指導にあたることとした。

(甲賀農業農村振興事務所)

中山間地域を対象として生産基盤の公共投資を行う事業(中山間地域総合整備事業等)は、地元からの要望

に基づき市町が実施計画を作成するものであるが、当管内では、甲賀市において新たに実施計画を作成し、将 来的に事業化を予定している地区がある。

当事務所としてはこれまでから、実施計画の作成にあたっては、計画が地域の活性化構想に基づいたものと なっているか、事業規模が適正で費用を償う効果が得られるか、地元関係者の意欲が高く費用負担の同意が得 られているか等の観点から確認を行ったうえで計画の承認を行うとともに、農家負担軽減のための財政上の措 置を講じてきたところである。

今後は、現状や将来見通しについてのより的確な把握や効率性の一層の向上のため、計画主体となる市町に 対する適切な助言指導とともに、中山間地域等直接支払制度、獣害対策、担い手対策など関連施策との一体的 な推進がますます重要となるものと認識している。

こうしたなか、平成23年11月には、農政水産部内関係課および各農業農村振興事務所関係職員により「担い 手・農村振興対策推進チーム」を設置し、県内全農業集落を対象に関連施策の一体的な推進体制を整備したと ころであり、今後、この推進体制のもと、田園振興課および農産普及課の連携をより密にして市町や関係集落 への助言、指導にあたることとした。

(東近江農業農村振興事務所)

中山間地域を対象として生産基盤の公共投資を行う事業(中山間地域総合整備事業等)は、地元からの要望 に基づき市町が実施計画を作成するものであるが、現時点では、実施計画を作成中、または新たな実施計画作 成が具体化している市町はない。

県としてはこれまでから、実施計画の作成にあたっては、計画が地域の活性化構想に基づいたものとなって いるか、事業規模が適正で費用を償う効果が得られるか、地元関係者の意欲が高く費用負担の同意が得られて いるか等の観点から確認を行ったうえで計画の承認を行うとともに、農家負担軽減のため財政上の措置を講じ てきたところである。

また、現在実施中の事業については、社会経済的条件の変化や計画段階で予想し得ない施工条件の相違等に より計画を変更する必要が生じた場合は受益農家と十分調整を図りながら、地域の現状に応じた事業計画に変 更し受益農家の同意を得て事業を進めている。

今後は、農業農村振興事務所における、現状や将来見通しについてのより的確な把握や効率性の一層の向上 のため、計画主体となる市町に対する適切な助言指導とともに、中山間地域等直接支払制度、獣害対策、担い 手対策など関連施策との一体的な推進がますます重要となるものと認識している。

こうしたなか、平成23年11月には、関係職員による「担い手・農村振興対策推進チーム」を農政水産部およ び農業農村振興事務所に設置し、管内全農業集落を対象に関連施策の一体的な推進体制を整備したところであ り、今後、中山間地域における公共事業の実施要望があった場合には、この推進体制のもと、所内各課の連携 をより密にして市町や関係集落への助言、指導にあたることとした。

(湖東農業農村振興事務所)

中山間地域を対象として生産基盤の公共投資を行う事業(中山間地域総合整備事業等)は、地元からの要望 に基づき市町が実施計画を作成するものであるが、現時点では、新たに実施計画を作成し、事業を具体化しよ

県としてはこれまでから、実施計画の作成にあたっては、計画が地域の活性化構想に基づいたものとなって いるか、事業規模が適正で費用を償う効果が得られるか、地元関係者の意欲が高く費用負担の同意が得られて いるか等の観点から確認を行ったうえで計画の承認を行うとともに、農家負担軽減のための財政上の措置を講 じてきたところである。

今後は、現状や将来見通しについてのより的確な把握や効率性の一層の向上のため、計画主体となる市町に 対する適切な助言指導とともに、中山間地域等直接支払制度、獣害対策、担い手対策など関連施策との一体的 な推進がますます重要であると認識している。

こうしたなか、平成23年11月には、農政水産部内関係課および各農業農村振興事務所関係職員により「担い 手・農村振興対策推進チーム」を設置し、県内全農業集落を対象に関連施策の一体的な推進体制を整備したと ころであり、今後、中山間地域における公共事業の実施要望があった場合には、この推進体制のもと、所内農 産普及課と田園振興課の連携をより密にして市町や関係集落への助言、指導にあたることとした。

(湖北農業農村振興事務所)

中山間地域を対象として生産基盤の公共投資を行う事業(中山間地域総合整備事業等)は、地元からの要望 に基づき市町が実施計画を作成するものであるが、現時点では、実施計画を作成中、または新たな実施計画作 成が具体化している市町はない。

県としてはこれまでから、実施計画の作成にあたっては、計画が地域の活性化構想に基づいたものとなって いるか、事業規模が適正で費用を償う効果が得られるか、地元関係者の意欲が高く費用負担の同意が得られて いるか等の観点から確認を行ったうえで計画の承認を行うとともに、農家負担軽減のため財政上の措置を講じ てきたところである。

今後は、農業農村振興事務所において、現状や将来見通しについてのより的確な把握や効率性の一層の向上 のため、計画主体となる市町に対する適切な助言指導とともに、中山間地域等直接支払制度、獣害対策、担い 手対策など関連施策との一体的な推進がますます重要となるものと認識している。

こうしたなか、平成23年11月には、農政水産部内関係課および各農業農村振興事務所関係職員により「担い 手・農村振興対策推進チーム」を設置し、県内全農業集落を対象に関連施策の一体的な推進体制を整備したと ころであり、今後、中山間地域における公共事業の実施要望があった場合には、この推進体制のもと、所内農 産普及課と田園振興課の連携をより密にして市町や関係集落への助言、指導にあたることとした。

(高島農業農村振興事務所)

中山間地域を対象として生産基盤の公共投資を行う事業(中山間地域総合整備事業等)は、地元からの要望 に基づき市町が実施計画を作成するものであるが、現時点では、高島市においては作成中の実施計画、または 新たな実施計画作成の具体化の動きはない。

県としてはこれまでから、実施計画の作成にあたっては、計画が地域の活性化構想に基づいたものとなって いるか、事業規模が適正で費用を償う効果が得られるか、地元関係者の意欲が高く費用負担の同意が得られて いるか等の観点から確認を行ったうえで計画の承認を行うとともに、農家負担軽減のため財政上の措置を講じ てきたところである。

今後は、農業農村振興事務所において、現状や将来見通しについてのより的確な把握や効率性の一層の向上 のため、計画主体となる市に対する適切な助言指導とともに、中山間地域等直接支払制度、獣害対策、担い手 対策など関連施策との一体的な推進がますます重要となるものと認識している。

こうした中、平成23年11月には、農政水産部内関係課および各農業農村振興事務所関係職員により「担い手・ 農村振興対策推進チーム」を設置し、県内全農業集落を対象に関連施策の一体的な推進体制を整備したところ であり、今後、中山間地域における公共事業の実施要望があった場合には、この推進体制のもと、農産普及課 と田園振興課との連携をより密にして市や関係集落への助言、指導にあたることとしている。

22	平成 24 年 (2012 年) 3 月 22 日	滋	賀	県	公	報	号外(3)